給付のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる場合における第七十八条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一条の規定並びに第七十九条の規定、第八十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項から第三項までの規定及び第八十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十八条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一条第二項	退職共済年金の額（制度の改正前の額を一律に平成二十年度の額（改正後の国共済法第三十八条第一項に規定する額をいう。）に改定するための政令（以下「政令」という。）等を用いて算定した額をいう。）の二分の一に相当する額（被用者年金一元化法附則第三十七条第一項に規定する適用後の併給年金の額（旧国共済法第三十八条第一項に規定する適用後の併給年金の額をいう。）の二分の一に相当する額をいう。）と併給年金相当する額	退職共済年金の額の二分の一に相当する額と併給年金の二分の一に相当する額に二を乗じて得た額	第七十八条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一条第二項	退職共済年金の額（制度の改正前の額を一律に平成二十年度の額（改正後の国共済法第三十八条第一項に規定する額をいう。）に改定するための政令（以下「政令」という。）等を用いて算定した額をいう。）の二分の一に相当する額（被用者年金一元化法附則第三十七条第一項に規定する適用後の併給年金の額（旧国共済法第三十八条第一項に規定する適用後の併給年金の額をいう。）の二分の一に相当する額をいう。）と併給年金相当する額に二を乗じて得た	第七十九条第一項

第八十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項	控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を	相当する額の三分の二に相当する額（旧国共済法附則第四十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法（第二号厚生年金被保険者をいう。）の保険給付のうち遺族厚生年金に相当するものをいう。）の額（旧国共済法第三十八条第一項に規定する適用後の併給年金の額をいう。）と併給年金相当する額に二分の三を乗じて得た額（旧国共済法第三十八条第一項に規定する適用後の併給年金の額をいう。）の三分の二に相当する額と併給年金相当する額に二を乗じて得た	第八十四条第五項の規定により読み替えられた同条第三項	第八十五条第一項	適用後の併給年金の額	控除後年金総額を	相当する